

# 東北電力株式会社女川原子力発電所原子炉施設

## 保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2105182 号

令和 3 年 5 月 1 8 日

原子力規制庁

### I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2021年2月19日付け東北電原運第51号をもって、東北電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された女川原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

### II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

#### 1. 組織整備に伴う変更

組織整備に伴い、以下に示す保安に関する組織を変更することから、関連する保安規定条文である第1編（第4条、第5条、第80条、第86条の2、第98条及び第99条）及び第2編（第204条、第205条、第280条、第286条の2、第298条及び第299条）を変更する。

- ・原子力技術訓練センター所長の名称を原子力人財育成課長に変更
- ・警備課を総務部から技術統括部に移管した上で、警備課長の名称を核物質防護課長に変更
- ・輸送・固体廃棄物管理課が所管する燃料の運搬に関する業務を原子燃料課へ移管

#### 2. 記載の適正化

廃止措置段階における発電課長の職務について、記載を適正化する。

### Ⅲ. 審査の内容

#### 1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 組織整備に伴う職務内容の変更内容が、申請者から令和2年4月1日付けで提出された女川原子力発電所原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出書に記載された発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること。

#### 2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかを確認するため、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「運転炉保安規定審査基準」という。）及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112715号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）。以下「廃止措置炉保安規定審査基準」という。）（以下、これらを総称して「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる項及び号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条各項及び各号を表している。

- (1) 第1項第3号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織）及び第3項第4号（廃止措置を行う者の職務及び組織）関係

第1項第3号及び第3項第4号について、審査基準は、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第1項第3号及び第3項第4号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 組織の名称を原子力技術訓練センターから原子力人財育成課に変更するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容（教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務）に変更はないこと。
- ② 警備課を総務部から技術統括部へ移管した上で、組織の名称を警備課から核物質

防護課に変更するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容（保全区域及び周辺監視区域の管理に関する業務）に変更はないこと。

- ③ 輸送・固体廃棄物管理課が所管する燃料の運搬に関する業務を原子燃料課へ移管することに伴い、輸送・固体廃棄物管理課長の保安に関する職務として定めている燃料の運搬に関する業務を、原子燃料課長の職務として定めている燃料の管理に関する業務に含めるものであること。

### 3. 記載の適正化

規制庁は、記載を適正化した箇所について、適正に変更されていることを確認した。